

令和3年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	令和3年12月21日(火) 広島合同庁舎4号館5階22号共用会議室
委員	伊藤 博文 (委員長/税理士) 谷村 吉弘 (委員長代理/客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 上河内 正和 (不動産鑑定士) 上寺 哲也 (高専准教授)

I 建設工事等に関する審議

審議対象期間	中国四国防衛局 令和3年7月1日 ~令和3年9月30日 航空自衛隊 令和2年4月1日 ~令和3年3月31日		
審議対象件数	中国四国防衛局 35件 航空自衛隊 40件		
1. 入札状況について(参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)			
抽出件数	中国四国防衛局 4件	(審議概要)	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件	「抽出案件」 ・建設工事 ・建設コンサルタント業務等 「報告事項」 ・低入札事案について ・不調事案について ・指名停止等の措置状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	2件	
	公募型指名競争	0件	
	指名競争	0件	
	随意契約	1件	
建設コンサルタント業務等	1件		
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	○建設工事 【一般競争入札(政府調達協定対象外)】 《令和3年度美保飛行場周辺地区緑地帯等整備工事(1工区)(その1)》 ・当該工事の落札率が70.45%と他の工事と比較して低率となった理由を説明してください。価格競争を採用していることとの関連は考えられますか。	本件は低入札価格調査の対象となったため、入札業者に当該価格により入札した理由を聴取した。 当該業者は、これまでに同工事に携わった実績があるため、工事内容に精通した作業員により効率よく施工ができる。施工体制や機械設備が整っている。上記の理由を低入札で応じた要因としている。なお、契約の履行に必要な金額が積算されていることを確認している。 価格競争を採用していることとの関連については、一概には言えない	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>《小松島（３）整備場新設電気 その他工事》</p> <p>・他の工事は複数者参加による 入札であるのに対し、当該工事 が１者応札となった理由を説明 いただきたい。</p> <p>【随意契約】 《美保（２）庁舎新設建築追加 工事》</p> <p>・当該工事の落札率が、９９． ９％と高落札率となった理由を 説明してください。</p>	<p>ものの、価格以外の事由を考慮する 総合評価落札と価格のみを比較する 価格競争では、価格競争の方が落札 率は低くなる傾向が見受けられる。</p> <p>本工事は、整備場の建築工事に付 帯する設備工事であり、工種は、電 灯、コンセントなどの電気工事のほ か、空調・換気設備などの機械工 事、光ケーブルなどを整備する通信 工事も含まれている。</p> <p>応募しなかった業者から聞き取っ たところ、他の工事を受注したこと により配置予定技術者の確保が出来 なかったためとの回答を得ている。</p> <p>また、本工事には、電気工事業者 では施工できない、機械工事及び通 信工事が含まれており、機械工事業 者や通信工事業者の下請けを探す必 要があることも要因の一つではない かと考えている。</p> <p>本工事は、美保（２）庁舎新設建 築工事に対する後工事である。</p> <p>本来、一体とすべき構造物を当初 予算の都合によりやむをえず、２期 に分割して発注する計画とし、前工 事で土工事、杭工事、基礎工事及び １階床スラブ工事を契約した。</p> <p>高落札の理由については、後工事 の落札者は、前工事の契約者である ことから、本工事の内容を熟知して おり、本庁舎に関する精緻な積算を 行うことが可能であったと考えられ るため、結果として本工事が高落札 率になったのではないかと推測して いる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・前工事の応札者数及び落札率を教えてください。</p> <p>○建設コンサルタント業務 【一般競争入札】 《1術校（3）講堂耐震診断調査》</p> <p>・落札率が35.04%と低落札率となった理由を説明してください。</p>	<p>前工事である「美保（2）庁舎新設建築工事」については、7社の応募があり、その落札率は91.73%である。</p> <p>本調査は、海上自衛隊第1術科学校が管理する講堂の耐震診断を行う業務である。</p> <p>落札率が35.04%と低落札率となったのは、調査を受注した者が、これまでに多くの耐震診断、耐震補強設計を受注・履行しており、ツールやフォーマットのデータベースを自社で構築し、高い作業効率での業務遂行が可能であること、営業部等の間接部門を設けず、技術者自身が各自営業を行うことから間接コストの削減ができること、本調査を開始時期のタイミングで、多くの社内技術者の手が空くため、技術者の確保が容易であること、などの理由であることをヒアリングにおいて確認している。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。	
工事	談合情報		0 件
	点検結果疑義		0 件
業務	談合情報		0 件
	点検結果疑義	0 件	
	意見・質問	回 答	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	なし。	なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。		

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審議概要	なし	
	意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	なし。	なし。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数	0 件	（備考） なし。	
建設 工事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公募型指名競争		0 件		
	指名競争		0 件		
	随意契約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問		回答	
		なし		なし	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容		なし			